

生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2050年の脱炭素社会の実現に向けた民生部門における二酸化炭素の排出量削減を推進するため、創エネ・省エネシステムを住宅等において活用する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月15日生駒市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となるシステム(以下「補助対象システム」という。)は、次の各号に掲げるシステムとし、別表第1に掲げる補助条件を満たすものとする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 家庭用リチウムイオン蓄電システム
- (3) V2H(ビークル・トゥ・ホーム)システム(以下「V2H」という。)
- (4) 住宅用エネルギー管理システム(以下「HEMS」という。)

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、別表第2に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助事業者とならない。

- (1) 市税等を滞納している者(納期限が到来していない市税等について、市に対し分割納付の誓約をしている者を含む。)
- (2) 申請を行おうとする補助対象システムについて、同一の世帯にある者が、過去において補助金の交付を受けている者
- (3) 申請を行おうとする補助対象システムについて、生駒市から他の補助金の交付を受けている者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象システムの種類に応じ、それぞれ別表第1の補助金額の欄に掲げる金額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、別表第3に掲げる添付図書を添えて当該年度の3月15日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、やむを得ない事情により添付図書の提出ができないときは、市長が当該図書に相当するものと認める書類を提出しなければならない。

3 補助金の交付申請は、直接持参の方法その他市長が適当と認める方法によるものとする。

(事務の代行)

第6条 交付申請者は、補助金の交付に係る事務手続を第三者に代行させることができるものとする。

(交付又は不交付の決定)

第7条 市長は、第6条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、額を確定した場合は、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により不交付と決定した場合は、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付申請者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の請求書の提出があった場合は、補助金を交付するもの

とする。

(管理)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助対象システムをその法定耐用年数の期間中、適正に管理し、使用しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から起算して3年間のうちに次の各号のいずれかに該当するときは、財産損傷・処分届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象システムが損傷又は滅失したとき。

(2) 補助対象システムを処分しようとするとき。

(協力)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 各種アンケート及び調査への回答

(2) 本市及び本市が関与する団体等が実施し、又は実施を予定する環境・エネルギーに関する事業に係る情報の受領

(3) 本市及び本市が関与する団体等の地球温暖化防止に関する取組への参加

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項に規定するもののほか、HEMSに係る補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 補助対象システムの使用に伴い計測・蓄積したエネルギー等に関する実績データや使用状況等についての調査への回答

(2) 機器製造事業者等がクラウドサービス上に蓄積した自らのエネルギー使用に関する実績データを本市に提供することについての同意

(確認及び検査)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象システムの使用状況、帳簿、書類その他の必要な事項について確認し、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消)

第13条 市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。
- (3) 第9条の規定に基づく補助金の請求を市長が定める日までに行わないとき。
- (4) 前2条の規定に基づく求めに応じなかったとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月15日から施行し、令和11年3月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る第8条から第13条までの規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1(第2条、第4条関係)

補助対象システムの補助条件及び補助金額

	補助対象システム	補助条件	補助金額
(1)	太陽光発電システム	<p>ア 未使用品であること。</p> <p>イ 補助対象システムを住宅の屋根等への設置に適した配電線と逆潮流有りで連系し、かつ太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の値が10kW未満であること。</p> <p>ウ 当該システムと(2)又は(3)のシステムが接続されていること。ただし、(2)又は(3)と一体的に導入する場合であって、(2)又は(3)の設置が年度内に完了しない場合は、一体的に導入することが確認できる資料を提出することをもって、条件を満たすものとする。</p>	<p>太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力のうちいずれか小さい方の値(kW表示とし、小数点以下2桁目を切捨て)に20,000円を乗じて得た額(上限80,000円)</p>
(2)	家庭用リチウムイオン蓄電システム	<p>ア 未使用品であること。</p> <p>イ リチウムイオン蓄電池部及びインバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人環境共創イニ</p>	<p>蓄電容量(kWh表示で小数点以下2桁目を切捨て)に、10,000円を乗じて得た額(上限50,000円)</p>

		<p>シアチブが行う「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の補助対象機器として認められたもの。</p> <p>エ 蓄電容量が1.0kWh以上であること。</p> <p>オ 当該システムと(1)のシステムが接続されていること。ただし、(1)と一体的導入する場合であって、(1)についての電力会社との電力受給契約に係る通知を受けていない場合は、一体的に導入することが確認できる資料を提出することをもって、条件を満たすものとする。</p>	
(3)	V2H	<p>ア 未使用品であること。</p> <p>イ 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金事業において補助対象となる充放電設備として登録されているもの。</p>	<p>1件当たり 100,000円</p>

<p>(4)</p>	<p>HEMS</p>	<p>ア 未使用品であること。</p> <p>イ ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。</p> <p>ウ HEMSを設置した住宅の電力使用量を計測、蓄積し、専用モニター等により表示できる等の「見える化」が実現できるものであること。</p> <p>エ 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備（以下「蓄エネルギー設備」という。）を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。</p> <p>オ 太陽光発電システム等の創エネルギー設備及び蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量、充電量等の情報を取得又は計測できるものであること。</p> <p>カ 電力使用量に関する情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供（目標達成状況</p>	<p>設置に要する費用の額（千円未満切捨て。 上限10,000円）</p>
------------	-------------	--	---

		を提示する省エネ評価を含む。)を行うことができるものであること。	
--	--	----------------------------------	--

別表第2(第3条関係)

補助事業者

	補助対象システム	交付対象者
(1)	太陽光発電システム	<p>申請をしようとする年度の4月1日以降に電力会社との電力受給契約に係る通知を受けた者で、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 太陽光発電システムを生駒市内の自ら所有し又は居住する住宅(店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。以下「住宅」という。)に設置し、発電した電力を当該住宅で使用する者</p> <p>イ 建売住宅供給者等から生駒市内にある太陽光発電システム付住宅を購入し、発電した電力を当該住宅で使用する者</p> <p>ウ 生駒市内の分譲共同住宅に太陽光発電システムを設置し、発電された電力を共用部分で使用する分譲共同住宅の管理組合の代表者</p> <p>エ 生駒市内の自ら所有する上記アからウ以外の建築物等に太陽光発電システムを設置し、発電した電力を当該建築物等で使用する者(行政機関若しくは行政機関が設置する法人等を除く。)</p>
(2)	家庭用リチウムイオン蓄電システム	<p>申請しようとする年度の4月1日以降に補助対象システムを生駒市内の建築物等に設置した者で、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 補助対象システムを生駒市内の自ら所有し又は居住する住宅(店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。以下「住宅」という。)に設置し、当該住宅で使用する者</p>
(3)	V2H	
(4)	HEMS	

		<p>イ 建売住宅供給者等から生駒市内にある補助対象システム付住宅を購入し、当該住宅で使用する者</p> <p>ウ 生駒市内の分譲共同住宅に補助対象システムを設置し、共用部分で使用する分譲共同住宅の管理組合の代表者</p> <p>エ 生駒市内の自ら所有する上記アからウ以外の建築物等に補助対象システムを設置し、当該建築物等で使用する者（行政機関若しくは行政機関が設置する法人等を除く。）</p>
--	--	---

別表第3(第5条関係)

申請書の添付図書

	補助対象システム	添付図書
(1)	全補助対象システム共通	<p>ア 宣誓書(様式第2号)。ただし、次の者にあつては、それぞれに掲げる図書を添付すること。</p> <p>(ア) 別表第2(1)ウ及び(2)～(4)ウに当たる者 当該宣誓書、管理組合の規約及び役員名簿並びに代表者の住民票の写し(3ヶ月以内のもの)</p> <p>(イ) 別表第2(1)ア、イ及びエ並びに(2)～(4)ア、イ及びエに当たる者で生駒市外の個人 当該宣誓書及び住民票の写し(3ヶ月以内のもの。)</p> <p>(ウ) 別表第2(1)エ及び(2)～(4)エに当たる者で法人 当該宣誓書及び法人の登記事項証明書の写し</p> <p>イ 補助対象システムの設置に係る工事請負契約書(補助対象システムが設置された新築住宅を購入した場合は、売買契約書)の写し。ただし、当該契約書に補助対象システムの設置に関する事項が明示されていない場合は、当該契約書に加え、見積書その他当該契約に補助対象システムが含まれることが確認できる図書を添付すること。</p> <p>ウ その他市長が必要と認める書類</p>
(2)	太陽光発電システム	<p>ア 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し</p> <p>イ 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真</p> <p>ウ 電力会社との電力受給契約に関する書類の写し</p> <p>エ 補助対象システム以外のシステムが既に設置され</p>

		ていることが確認できる資料
(3)	家庭用リチウムイオン蓄電システム	ア 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し イ 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真 ウ 補助対象システムであることが分かる資料 エ 補助対象システム以外のシステムが既に設置されていることが確認できる資料
(4)	V2H	ア 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し イ 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真 ウ 補助対象システムであることが分かる資料
(5)	HEMS	ア 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し イ 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真 ウ 補助対象システムであることが分かる資料